

政府保証第200回日本高速道路保有・債務返済機構債券
発 行 要 項

- | | | | |
|------------------|--|-----------------|------------------|
| 1. 債券の名称 | 政府保証第200回日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 13. 払込期日 | 平成25年9月18日 |
| 2. 債券の総額 | 金1600億円 | 14. 募集の受託会社 | 株式会社みずほ銀行 |
| 3. 各債券の金額 | 10万円 | 15. 引受並びに募集の取扱者 | |
| | 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。 | | 株式会社みずほ銀行（代表） |
| 4. 利率 | 年0.801パーセント | | 株式会社三菱東京UFJ銀行 |
| 5. 発行価額 | 額面100円につき金100円 | | 株式会社三井住友銀行 |
| 6. 償還金額 | 額面100円につき金100円 | | 株式会社りそな銀行 |
| 7. 償還の方法及び期限 | | | 株式会社新生銀行 |
| | (1) 本債券の元金は、平成35年9月29日にその全額を償還する。 | | 株式会社あおぞら銀行 |
| | (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。 | | 株式会社埼玉りそな銀行 |
| | (3) 買入消却は、いつでもすることができる。 | | 株式会社横浜銀行 |
| 8. 利息支払の方法及び期限 | | | 株式会社静岡銀行 |
| | (1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、平成26年1月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月20日及び7月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 | | 株式会社足利銀行 |
| | (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 | | 株式会社山口銀行 |
| | (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。 | | 株式会社北陸銀行 |
| | (4) 償還期日後は、利息をつけない。 | | 株式会社福岡銀行 |
| 9. 元利金支払保証 | 本債券総額1600億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。 | | みずほ信託銀行株式会社 |
| 10. 担保 | 本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の定めるところにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 | | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 11. 申込期日 | 平成25年9月5日 | | 株式会社栃木銀行 |
| 12. 募入方法 | 応募超過の場合は、本要項第15号の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。 | | 株式会社京葉銀行 |
| | | | 株式会社東日本銀行 |
| | | | 信金中央金庫 |
| | | | 城南信用金庫 |
| | | | 農林中央金庫 |
| | | | S M B C 日興証券株式会社 |
| | | | 野村證券株式会社 |
| | | | 大和証券株式会社 |
| | | | みずほ証券株式会社 |
| 16. 発行代理人及び支払代理人 | | | |
| | | | 株式会社みずほ銀行 |
| 17. 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 | | |
| 18. 新証券コード | J P 3 7 0 6 2 0 A D 9 1 | | |